

内閣参質一七一第一三三二号

平成二十一年四月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員前川清成君提出弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員前川清成君提出弾劾手続き中の裁判官に対する給与支払い停止に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

現行法上、在任中の裁判官について報酬及び各種手当が支給されることとされていることについては、裁判官の職権行使の独立性を担保する上で相応の合理性があるものと考えられ、先の答弁書（平成二十一年四月十日内閣参質一七一第一〇八号）で述べたとおり、現時点において、この点に関する法改正を検討する予定はない。

